

利用終了及び資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のご案内

株式会社オアシスMSC発行のテレビカードについて (長崎労災病院用)

これまでのご利用に対しまして、厚く御礼申し上げます。

株式会社オアシスMSCが発行したテレビカード(長崎労災病院用)につきましては、平成27年7月31日(金)をもちましてご利用を終了させていただきました。

ご利用終了日：平成27年7月31日(金)

ご利用終了日後のテレビカード残額精算について

上記ご利用終了日経過後のテレビカード残額精算につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、払戻しを行いますので、以下の払戻し申出期間内にお申し出ください。

払戻し申出期間：平成27年8月1日(土)9時から
～平成27年11月30日(月)18時まで
平日：8時～18時 土・日・休祝日：9時～16時

※ 上記払戻し申出期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

お申し出方法及び払戻し方法

長崎労災病院1階売店に残額があるテレビカードをお持ちください。その場で現金にて精算いたします。

払戻しの対象となるテレビカード

下記のとおり、表面の発行者が「株式会社オアシスMSC」と記載されているテレビカード



この部分に「株式会社オアシスMSC」と記してあるテレビカード

お問合せ先

株式会社オアシスMSC

〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビルディング8階

TEL: 03-5711-8215

※照会時間は、午前10時～午後6時まで(土・日・休祝日を除く)